

検査研究部門運営規程

昭和 62 年 7 月 19 日制定

(総 則)

第 1 条 一般社団法人青森県臨床検査技師会の学術部及び検査研究部門の運営については、組織運営規程第 20 条によるほか、この規程の定めるところによる。

(目 的)

第 2 条 検査研究を推進し、会員相互研修をはかり学術事業に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 研修会、講演会、講習会等に関すること。
- (2) 県学会の運営に関すること。
- (3) 関係団体との学術協力に関すること。
- (4) その他目的達成のための事業に関すること。

(組 織)

第 4 条 前条の事業を行うため、次の検査研究部門を置く。

- (1) 生物化学分析部門
- (2) 臨床生理部門
- (3) 病理細胞部門
- (4) 臨床血液部門
- (5) 臨床一般部門
- (6) 臨床微生物部門
- (7) 輸血細胞治療部門
- (8) 臨床検査総合部門
- (9) 染色体・遺伝子部門

(役 員)

第 5 条 学術部に部長及び学術担当理事のほか、各部門ごとに部門長を 1 名置く。

第 6 条 部門長は、理事会で選任し、会長が委嘱する。

第 7 条 部門長の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(部 門 長)

第 8 条 部門長は、副部門長・部門員と協議して部門活動の運営にあたる。

(学術委員会)

第 9 条 学術委員会は、学術部長、学術担当理事、部門長および学術部長の指名する者で構成する。

(会議の招集と議長)

第 10 条 学術委員会は、学術部長が招集しその議長となる。

2 会議は必要に応じて開催する。

第 11 条 学術委員会は、第 3 条のほか次の事項を協議する。

- (1) 年度事業の計画
- (2) 年度事業の報告

(講師謝礼)

第 12 条 講師謝礼は下記の通りとする。

教授：50,000 円

准教授：40,000 円

講師：30,000 円

医師免許取得後 10 年以上（上記以外）：30,000 円

医師免許取得後 10 年未満（上記以外）：20,000 円

施設事務長クラス：30,000 円

県外検査技師 1 時間以上：20,000 円

県外検査技師 1 時間未満：10,000 円

県内検査技師 1 時間以上：10,000 円

県内検査技師 1 時間未満：8,000 円

県内検査技師 30 分未満：5,000 円

県内検査技師（実技講師）1 日：3,000 円

医学検査学会講師による青臨技会誌寄稿：20,000 円

(規程の変更)

第 13 条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附 則

この規程は、昭和 62 年 7 月 19 日から施行する。

平成 28 年 6 月 18 日一部改正

令和 3 年 6 月 24 日一部改正